

尖閣諸島に関する3つの真実

平成24年10月
外務省

1つめの真実：尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土

- 尖閣諸島は、1885年以降政府が数回にわたって調査を行い、清国の支配の及んでいる痕跡がないことを慎重に確認の上、1895年1月に閣議決定を行って、正式に我が国の領土に編入
 - この行為は、国際法上、正当に領有権を取得するためのやり方に合致（無主地の先占）。
 - 尖閣諸島は、1895年4月の下関条約で清国が日本に割譲した「台湾及び澎湖諸島」には含まれない。従って、日清戦争の結果日本が奪取したものではない。
- 日本政府は、それ以来、尖閣諸島を有効に支配
 - 明治政府は、1896年、尖閣諸島で漁業等に従事していた沖縄県在住民間人の国有地借用願を許可。
 - 同民間人は、政府の許可に基づいて尖閣諸島に移民を送り、鳥毛の採集、鰹節の製造、珊瑚の採集、牧畜、缶詰製造、燐鉱、鳥糞の採掘等の事業を経営。
- 1951年に署名されたサンフランシスコ平和条約においても、尖閣諸島は、我が国が放棄した「台湾及び澎湖諸島」のうちには含まれていない
 - 1951年以降は、南西諸島の一部として米施政権下に置かれ、1971年に署名された沖縄返還協定により我が国に施政権が返還。
- 1968年に尖閣諸島周辺海域に石油資源が埋蔵されている可能性が指摘されたが、中国はそれを契機に領有権を主張。それ以前は、日本による同諸島の領有に異議を唱えず
 - 例えば、1960年中国発行の中国世界地図集では、尖閣諸島が沖縄に属するものとして記載。（別添）

2つめの真実: 日本政府による尖閣諸島の取得・保有は、「平穏かつ安定的な維持・管理」が目的、むしろ現状を変更しようとしているのは中国

- 今回の日本政府による尖閣諸島の購入は、大きな現状変更を伴うものではない
 - 今回所有権を政府に移転することとした尖閣三島は、1932年までは政府が所有していたもので、その後民間人に所有権が移ったが、今回それを再度国に戻すもの。
 - 尖閣諸島の大正島については、一貫して政府が所有。
- ここ数年、中国の海洋進出が活発化、尖閣諸島周辺でも挑発的な活動
 - 中国公船や活動家船舶の領海侵入も相次ぎ、日本国内で、尖閣諸島に関する中国の意図について、不安が高まった。
 - 本年4月以降、東京都石原都知事による尖閣諸島の購入の動き。
- そうであっても、我が国は、日中関係を最も重要な二国間関係の一つとして重視、事態の沈静化を希望
 - 東アジアの平和と安定のためには日中間の良好な関係が不可欠であり、大局的観点から協力を推進。
 - 日本としては、尖閣諸島をめぐる事態が日中関係の大局に影響を及ぼすことを望んでいない。
 - 尖閣三島の所有権の移転は、尖閣諸島の長期にわたる平穏かつ安定的な維持・管理を図ることを目的とするもの。日中間の大局の観点からも現実的で最善の策。
 - 今後も、日中間の対話により関係の改善に粘り強く取り組んでいく。
- 以上のような点は国際的にも積極的に発信しており、理解を示す論調が出つつある

3つめの真実: 暴力はいかなる理由があっても許されるべきではない

- 中国各地のデモに伴い広範な暴力行為が生じたことは極めて遺憾、暴力行為はいかなる理由であっても決して許されるものではない
 - 我が国は中国に厳しく申し入れ、国際世論も中国を非難。